

子宮頸がん（HPV）ワクチン キャッチアップ接種の経過措置について

子宮頸がん予防接種の「積極的勧奨の差し控え」により、接種機会を逃した女性に対して公平な接種機会を確保するため、本来の定期接種の対象年齢を超えて行うキャッチアップ接種を実施しています。

キャッチアップ接種の期間は令和7年3月31日までとなっていました。昨夏以降の接種希望者の増加などに伴い、国から条件付きで接種期間を延長する経過措置が示されました。

措置の対象となりません。そのため、公費（無料）で接種できる期間は令和7年3月31日までです。

●対象ワクチン

◇2価ワクチン（サーバリックス）

◇4価ワクチン（ガーダシル）

◇9価ワクチン（シルガード）

●接種回数 3回

※3回接種完了までに、標準的には約6カ月間（少なくとも4カ月間）かかります。

●接種会場 市が委託した医療機関

※県外で接種を希望する場合は、事前の申請が必要です。

●必要なもの 母子健康手帳

※予診票は、医療機関にあります。

※ワクチンの有効性や副反応を理解した上で検討してください。

※詳しくは、市ホームページを確認するか、問い合わせてください。

●経過措置の期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日（1年間）

※令和4年3月31日以前に子宮頸がんワクチンを接種し、キャッチアップ接種期間（令和4年4月1日～令和7年3月31日）に1回も接種していない人は、今回の経過

JR運賃割引が始まります 精神障害者保健福祉手帳の

4月1日から、JRグループで精神障害者割引制度が始まります。

●対象者 次の精神障害者保健福祉手帳の所持者

◇（第1種）精神障害者保健福祉手帳1級

◇（第2種）精神障害者保健福祉手帳2級または3級

割引を受けるには、精神障害者保健福祉手帳の備考欄に、「第1種精神障害者」または「第2種精神障害者」の表記が必要です。割引制度を利用する人は、事前に福祉サービス課で手続きをしてください。すでに種別の記載がある人は、手続きは不要です。

有効期限が切れた手帳や、顔写真が貼付していない手帳は、割引を受けることができません。

●問い合わせ先

福祉サービス課障がい福祉担当
☎(580)1852

●問い合わせ先

こども家庭センター母子保健担当
☎(580)1978



介護者の人と一緒に利用する場合の割引概要

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第1種精神障害者と介護者（1人）	◇普通乗車券◇回数券 ◇普通急行券	5割
12歳未満の第2種精神障害者と介護者（1人）	定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	5割

手帳の所有者が一人で利用する場合の割引概要

対象者	対象となる乗車券類	割引率
◇第1種精神障害者 ◇第2種精神障害者	普通乗車券 (片道100キロを超える場合に限る)	5割